

## 速報

「障害者自立支援法」の利用者負担を大分市独自で軽減します！

障害者団体や、わが党議員団が議会度々要求してきた、利用者負担軽減措置が実施されます。7月18日、市長定例記者会見で発表しました。実施内容は下記のとおりです。実施は10月1日からです。

国基準	月額上限額	市基準	月額上限額	備考
一般世帯	37,200円	一般世帯1	37,200円	市町村民税課税世帯
		一般世帯2	24,600円	市町村民税課税世帯であって本人または配偶者もしくは、扶養義務者の総所得年間300万円以下(総収入で約450万円)
低所得者2	24,600円	低所得者2	12,300円	①市町村民税非課税世帯 ②市民税均等割のみ課税世帯
低所得者1	15,000円	低所得者1	7,500円	市町村民税非課税世帯で、障害者の収入が年収80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方

### ◆ 通所施設食事負担の軽減

通所施設利用者で課税世帯が負担している食事代人件費は、市が負担する。

(420円×0.9)が市の負担となる。利用者にとっては約8,000円の負担軽減